

孤立をなくし
安心して暮らせる
まちに

地域全体で見守り活動に 取り組んでいます



市は、子どもから高齢者まですべての方が地域から孤立することなく安心して暮らせるよう、市民の皆さんや団体・事業者と連携し、地域の見守り活動を進めています。

地域見守りネット ワーク事業

この事業は、市民の方々、市内で活動を行う団体や地域の事

業者に、日常の生活や業務の中で気付いた異変を市へ連絡していただき、安否確認など適切な支援につなげるものです。

今回、新たに3つの団体・事業者と協定を結び、7月31日に協定締結式を行いました。これで協定を結んでいる協力団体・事業者は59となりました。

見守り事例 連携により80代男性を救出

協定締結事業者から「訪問に回答しない方がいる」とケアマネジャー経由で連絡がありました。体調悪化の恐れがあり、都内に住む親族がすぐに向かえないため、家主管理者と連携して現地確認の上、警察と消防に通報。窓から消防隊が入室し、意識レベルが低下している本人を発見、救急搬送し、一命を取り留めました。

この協定の締結を通し、今後も地域全体の見守り意識の促進や見守り力の向上

協定締結式参加団体

団体名
東京都水道局 (6月1日付締結)
見守りネット・結サポートセンター
特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ

第1回市議会臨時会 新議員による初議会を開催

6月22日の市議会議員選挙後の新議員による第1回市議会臨時会が7月22日に開かれ、議長に須崎八朗議員、副議長に伊藤幸秀議員が選出されました。また、監査委員には木原宏議員が選任されました。

可決・同意されました。

なお、第3回市議会定例会は9月2日に開会予定です。

議長に須崎八朗議員
副議長に伊藤幸秀議員

議長および副議長の経歴などは次の通りです。

●議長

須崎八朗氏
(64)幸町2-42



見守りホットライン

見守りホットライン

地域からの情報を確実にキャッチする専用電話「見守りホットライン」を開設しています。

「いつもと違うな」「どうしたのかな」と心配なご近所さんにご連絡ください。皆さんの小さな「気付き」が大切です。ご協力をお願いします。

●見守りホットライン ☎(50)60024

●問子育て推進課・内線1340、福祉総務課・内線1491

12. 平成14年初当選以来4期目。第61代副議長、環境建設委員会委員長、議会運営委員会委員長、監査委員などを歴任。

●副議長

伊藤幸秀氏
(53)高松町2-26-14メリー



初当選以来5期目。議会運営委員会委員長、環境建設委員会委員長、監査委員などを歴任。
●問議会事務局庶務調査係・内線3322

心身に障害のある方・難病の方へ
手当振り込みと受給者証の変更

●心身障害者手当・難病手当を振り込みます 平成26年度の第2回支給分を8月8日(金)14日(木)の間に指定口座へ振り込みます。各手当を受けている方は、8月15日(金)以降にご確認ください。次回振り込みは12月の予定です。

●受給者証が変わります 心身障害者医療費受給者証(受給者証)は8月31日で有効期限が切れ、9月1日から新しい受給者証(黄色)に変わります。

●新しい受給者証は8月22日(金)に発送します。届かない場合はお問い合わせください。

●なお、古い受給者証は障害福祉課(市役所1階)か、窓口サービスセンター(女性総合センター1階)、東部・西部・富士見・錦連絡所のいずれかに返却してください。

●問障害福祉課業務係・内線1510

障害児通所支援(未就学児)の利用者負担に多子軽減措置

平成26年4月から、複数の未就学児がいる世帯で障害児通所支援(※注1)を利用している、または幼稚園等(※注2)に通う子どもが2人以上いる場合に、

2人目以降の子どもの障害児通所支援の利用者負担額が子どもの人数に応じて軽減されます。

●還付方法 平成26年4月9月の利用分は、いったん従来通り1割分をお支払いいただき、申請により軽減分を還付します。申請には「支払額を証明する領収証」が必要です。対象となる方には障害福祉課からご案内します。なお、おやつ代等の実費負担部分は対象外です。

●問注1 障害児通所支援のうち、未就学児に対する児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援が対象です。放課後等デイサービスは対象外です。

●問注2 幼稚園等とは、認可保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設をいいます。認証保育園は対象外です。

●問障害福祉課業務係・内線1511

平成27年度小・中学校入学指定校の変更を希望する方は手続きを

市教育委員会は、市立小・中学校に入学する児童・生徒について、指定校変更制度を実施しています。平成27年度に市立小・中学校に入学する児童・生徒の保護者で、お住まいの地域ごとに指定される学校(指定校)ではなく、隣接する区域の学校や兄弟が在学している学校などに入学を希望する方は、次の手続きをしてください。

●小学校入学予定の方 指定校変更の希望調査票をご自宅に郵送します。指定校変更での入学

を希望する方は、8月26日(火)「消印有効」までに郵送か直接、学務課学務保健係(市役所2階)へ提出してください。

●中学校入学予定の方 在籍の市立小学校を通じて(市立小学校以外の方には郵送で)、9月上旬にくわしいお知らせを配布します。

●指定校変更の要件 指定校変更ができるのは次の場合です。指定校より隣接する区域の学校(隣接校)のほうが自宅からの通学距離が短い▼すでに兄弟が在学して平成27年度も在学する学校へ変更する▼指定校変更により在学している小学校からその小学校を通学区域とする中学校へ入学する。

●指定校変更ができない場合もあります 小・中学校とも、入学を希望した学校の収容人数を超える児童・生徒数になる見込みがある場合、隣接校の要件での指定校変更ができないことがあります。また、柏小・西砂小・五中については、通学区域外の児童・生徒を受け入れる余裕がないため、隣接校の要件での指定校変更はできません。

●市立小・中学校への入学を希望する外国人の方へ 市立小・中学校に入学を希望する場合は手続きが必要です。ご相談ください。なお、現在市立小学校6年生の方が市立中学校(指定校)に入学する際は、手続きは不要です。

●問学務課学務保健係・内線2516

指定校変更での入学